破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２号
北海道虻田郡留寿都村字留寿都18番地　メゾンド石川208号室
債務者　佐藤　将司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１０号
埼玉県秩父市山田1856番地、旧住所埼玉県秩父市大野原463番地２
債務者　田嶋　智永
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
静岡県富士市中之郷316番地の１ベルメゾン富士川101号
債務者　元村　千草
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６１１号
大阪府松原市西大塚１丁目６番21―101号、前住所堺市美原区さつき野東３丁目14番地１
債務者　松下　佳代
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２２号
大阪府松原市別所７丁目８番５号、前住所大阪府門真市島頭２丁目３番14号
債務者　織田　秀一
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２６号
堺市中区福田515番地１　ドミール福田101号
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６５１号
堺市西区鳳西町１丁71番地９　ピアコート208号
債務者　清水　雄士
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
沖縄県那覇市繁多川５丁目３番６号　オアシス繁多川202
債務者　比嘉　　豊
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９０号
北海道室蘭市宮の森町３丁目６番２号、前住所北海道室蘭市宮の森町３丁目13番11号
債務者　安藤　友紀
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
静岡県富士宮市朝日町８―20グリーンハイツ朝日101号室、住民票上の住所静岡県富士宮市淀平町303番地
債務者　遠藤　義英
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２２８号
愛知県一宮市中町２丁目７番１―405号パークメゾン野村403号
債務者　岩崎　政利
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４２２号
仙台市太白区桜木町39番26号　桜木ハイツ207
債務者　菅田　美枝
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
富山県射水市戸破2655番地１　セジュールユタカＡ―103
債務者　野村　愼一
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第６６号
富山県高岡市戸出光明寺415番地　フォレスタグランデ306号
債務者　安念智惠子（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第８５号
長野県千曲市大字屋代1001番地１
債務者　近藤　精一
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２２６号
岐阜県各務原市川島小網町1900番地75（フィアス小網202）
債務者　長瀬　和也
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　岐阜地方裁判所